

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	農林水産技術会議事務局研究開発官(食の安全、基礎・基盤)
部署の業務内容	委託プロジェクト研究等を通じた研究開発の推進(食の安全、消費者の信頼を支える研究開発及びゲノム研究等の基礎・基盤技術)

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	委託プロジェクト研究の説明会の開催や外部からの照会に対し、誠実に対応するよう努めている。また、委託プロジェクト研究の提案者や消費者団体等から提案された要望等をプロジェクトのフォローアップにできるだけ反映させている。 さらに、今回の点検を踏まえ、新たに、局で決定された挨拶運動の標語を室内に掲示することにより、挨拶の奨励を実施している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	研究成果に関するデータのねつ造等に関する告発等については、すでにルール化されていたが、本年1月、新たに、公的研究費の不正使用に対する対応について、標準的な対応手順の整備が行われた。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	担当の研究プロジェクトの内容について、すべて農林水産省HP上で公表。大学の農学部長会議、独法研究機関代表者会議の場や、都道府県、生産者団体、消費者団体へも説明を行っている。こうした場等を通じて聴取した意見は、委託プロジェクト研究等の企画立案や運用に反映させている。 また、今回の点検を踏まえ、新規の研究プロジェクトのHP掲載時期を従来より約1ヶ月早めて行った。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	局が所掌する関係機関としては、研究独法がある。特に当室では、食の安全や消費者の信頼に係る研究開発を推進しており、得られた研究成果は消費者の利益にも大きく貢献するものである。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	例えば、以下のような業務がある。 ・ BSEのリスク管理技術に関する研究開発 ・ 生産・流通・加工工程におけるリスク低減のための研究開発
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	・当室は平成20年8月に新たに設置された部署である。 ・国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から、生産・流通・加工工程(すなわちフードチェーンの川下も対象として含んでいる)におけるリスク低減のための研究開発を推進している。これらについては、研究プロジェクトを実施中であり、食の安全を守る見地から、国内の主たる研究勢力を結集した国家プロジェクトとして研究を実施しているものである。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
			
			